	現行の措置
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条から第十二条まで及び第十四条
十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
	土地取引に関する事項 最恵国待遇（第四十五条） 内国民待遇（第四十七条） 政令により日本国におけるスイスの国民又は法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、スイスにおいて、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十八	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
	製造業 航空機産業、火薬産業、武器産業及び航空宇宙産業に付随するサービス 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
十九	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
二十	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
	警備業 ＪＳＩＣ　九二三　警備業 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

（スイスの留保に係る表に関する付録二は省略）

附属書四（第六章関係）　サービスの国内規制に関する規律

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する締約国の措置について適用し、及び第四十八条の補足規定を定める。

第二条　総則

1　各締約国は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する措置が客観的なかつ透明性のある基準に基づいてあらかじめ定められていることを確保し、また、当該措置をサービスの提供に適用する場合には、当該措置が当該サービスの提供に関連するものであることを確保する。

2　各締約国は、免許の手続及び資格の審査に係る手続が簡易で、合理的かつ明瞭なものであることを確保する。

第三条　国際規格

両締約国は、必要な場合には、合同委員会又は第百四十八条の規定に従って設置される関連する小委員会若しくは作業部会において、国際的規模で行われるサービスの規格に関連する作業について意見を交換する。関連する国際規格が存在する規格に関連する措置を締約国が立案し、制定し、又は適用する場合には、当該締約国は、当該国際規格又はその関連する部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の、地理的な、技術上の、又は社会的生産基盤上の基本的な要因等の理由により、当該国際規格が正当な政策目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合には、この限りでない。

注釈　「関連する国際規格」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関において採択される規格をいう。

第四条　強制規格の同等性

一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供に関し、当該他方の締約国は、当該一方の締約国が制定し、又は維持するサービスに関する強制規格を自国のものと同等なものとして取り扱うよう努める。ただし、当該強制規格により当該他方の締約国の正当な政策目的が十分に達成されると当該他方の締約国が認める場合に限る。

第五条　適合性評価手続の受入れ

一方の締約国は、他方の締約国の区域内において行われる適合性評価手続であって、第六章の規定の対象となるサービスに関するものの結果を受け入れることの妥当性、有益性及び条件を検討するよう努める。ただし、当該一方の締約国の区域内において制定され、又は維持されるサービスの規格と当該サービスが適合していることについて、当該適合性評価手続が保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。

第六条　会計分野の国内規制に関する規律

両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関が採択した会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。この規律は、必要な変更を加えた上でこの附属書に組み入れられ、かつ、この附属書の一部を成す。

附属書五（第六章関係）　サービス提供者の資格の承認

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、一方の締約国による措置であって、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条　承認の手続

一方の締約国がサービス提供者に対する許可又は資格証明を与えるための要件を課する場合には、当該一方の締約国は、次の条件を満たす手続を採用し、又は維持する。

(a)　他方の締約国において得られた教育若しくは経験又は満たされた要件を承認するよう求めるいずれかの締約国のサービス提供者の要請に対し、当該一方の締約国が妥当な考慮を払うこと。